

「経営改善計画策定」に係る費用補助について

中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定を行った場合に、国がその費用総額の2/3(上限200万円)を補助する制度があります。当協会でも、この制度を利用した場合に、事業者が負担した1/3の費用について、20万円を限度として補助を行っていますので、ぜひご活用ください。

【補助の概要】

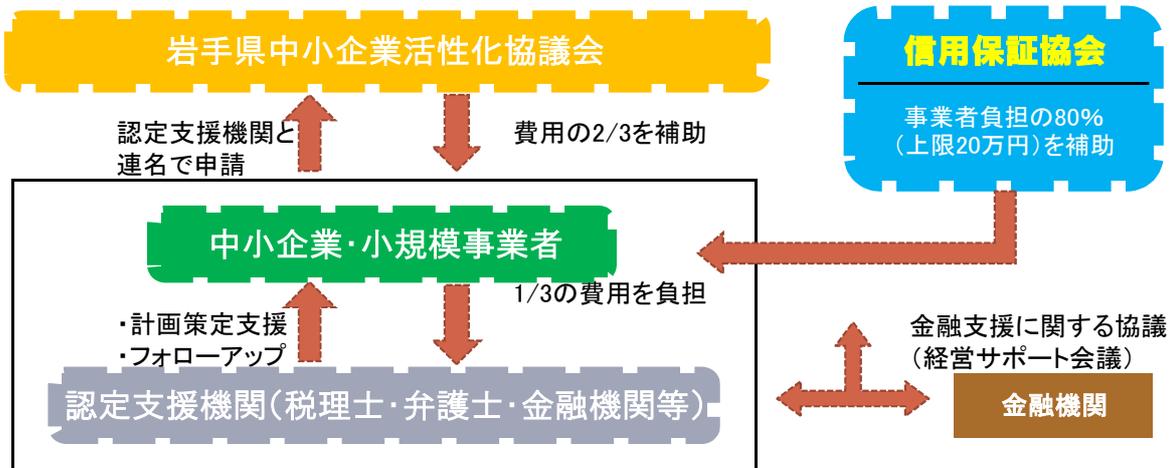
経営改善計画策定費用(モニタリング費用は除く)のうち事業者負担額の80%(上限20万円)を補助します(千円未満切捨て)。

【対象者】

次の全ての要件を満たす事業者

- ① 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会で費用補助が適当であると認められた方
- ② 利用申請時点で、当協会の保証利用がある方
- ③ 原則として金融機関との合意形成に向けて経営サポート会議を活用する方

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」



【お問い合わせ先】

〒020-0062 盛岡市長田町6番2号 アバンサール i

 **岩手県信用保証協会**
Credit Guarantee Corporation of Iwate
企業支援部経営支援課

TEL. 019-654-1506
FAX. 019-654-9242

フリーダイヤル0120-972-150
URL. <http://www.cgc-iwate.jp>

お気軽にご相談ください

利用申請から補助金交付までのイメージ

岩手県中小企業活性化協議会補助

①申請者は、認定支援機関と連名で、「経営改善計画策定支援事業利用申請書」を岩手県中小企業活性化協議会に申請します。

②岩手県中小企業活性化協議会から、受理した旨の通知が代表認定支援機関宛に送付されます。

⑤認定支援機関は、申請者の経営改善計画策定・合意形成に向け支援を実施します。

⑥金融機関と計画の合意などの調整が必要な場合は経営サポート会議を開催します。

⑦計画について金融機関と合意成立後、「経営改善計画策定支援事業費用支払申請書」を岩手県中小企業活性化協議会に提出します。

⑧計画内容を精査し支払決定となれば、支払額、支払予定日を代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援事業に係る費用の2/3の額が支払われます。

⑫認定支援機関は、計画の達成状況について、定期的にモニタリングを実施します。

協会補助

③申請者は、「経営改善計画策定支援事業」の利用申請後、当協会へ自己負担分の費用補助利用申請を行います。

④申請者から費用補助の利用申請があり、当協会で費用補助が適当と判断した時は、申請者に「経営改善計画策定費用補助」申請受理通知書及び「経営改善計画策定費用補助」交付申請書を送付します。

⑨申請者は、岩手県中小企業活性化協議会からの費用負担を証する資料を添付して、当協会へ補助金の交付申請を行います。

⑩補助の交付が決定した場合は、申請者に対し、「経営改善計画策定費用補助」決定通知書によりお知らせします。

⑪交付申請書に記載の口座に補助金交付決定額を振込します。